

告 示

埼玉県告示第三百八十号

令和二年埼玉県告示第二百九十七号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十二号金額の欄ハ」を「別表都市整備部の項
第二百二十四号金額の欄ハ」に改める。